

岡山市男女共同参画専門委員会答申書

個別の相談事例の中に潜在している 行政に対する市民ニーズについて(平成17年度)

～ 性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く
「住みよいまち、住みたいまち」をめざして ～

平成18年2月

平成18年2月3日

岡山市長
高谷茂男様

岡山市男女共同参画専門委員会

委員長 正保正



個別の相談事例の中に潜在する行政に対する
市民ニーズについて（答申）

平成17年6月1日、市長から諮問された、個別の相談事例の中に潜在する行政に対する市民ニーズについて、次のとおり答申します。

目 次

答申にあたって	1
---------	---

市の制度・運用の改善に向けて（答申）	3
--------------------	---

- 1 母子生活支援施設への入所については、国の通知における「夫の暴力」の定義を定めて運用を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター等が支援の必要なDV被害者として認める者について、入所を認める方策を検討されたい。
- 2 DV被害者の単身入居を可とするなど、市営住宅への入居要件の弾力化を図られたい。
- 3 軽費老人ホームへの入居の決定について、高齢のDV被害者が、優先的に入居できるよう、審査基準を定めて入居決定を行われたい。併せて、他の高齢者関係施設への入所措置、市営住宅への目的外使用による入居や民間シェルターとの連携を図ることにより、支援の充実を図られたい。
- 4 児童扶養手当の支給に係る「遺棄」の認定基準では、税法上扶養親族の取扱がされている場合は非該当となるが、事実上則して実際は扶養されていない場合について、他都市での状況を調査し岡山市での対応を研究されたい。
- 5 児童手当に関する申請から支給に至るまでの手続き等について、申請者に対して分かり易く解説するとともに、DV被害者からの受給申請については、マニュアルを作成されたい。

附帯意見	14
------	----

児童扶養手当の支給に係る「遺棄」の認定について

参考資料	15
------	----

凡 例

- 「さんかく条例」 = 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例
- 「さんかくプラン」 = 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画
- 「さんかく岡山」 = 岡山市男女共同参画社会推進センター
- 「DV防止法」 = 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

答申にあたって

この答申は、平成14年3月に策定された「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」(さんかくプラン)に基づき、個別・具体的な相談事例に潜在する市民ニーズを市の制度やその運用の改善に反映させようと昨年度に引き続いて行うものです。

答申の取りまとめにあたっては過去5回にわたって調査・審議を重ねてまいりましたが、個人のプライバシーに十分配慮されつつ事務局から示された相談事例は、その一つひとつから相談者のお悩みやご苦勞が間近に見るように伝わり、問題の根本的な解決の一助になればと専門委員会の委員全員が真剣に取り組んでまいりました。

市民の声に真摯に耳を傾け、自ら積極的に改善を進めようとする市の姿勢に心から敬意を表しつつ、このような取り組みの更なる拡充と定着を願い、性別にかかわらず市民一人一人の個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の実現に向け、本答申の趣旨が最大限生かされることを切に希望します。

平成18年 2 月

岡山市男女共同参画専門委員会

委員長	正 保 正 恵
副委員長	的 場 真 介
	浅 海 智 子
	大矢野 総 子
	貝 原 己代子
	クリスファー・クレイトン
	長 安 早智子
	西 山 隆三郎
	松 井 圭 三
	三 垣 日出人

市の制度・運用の改善に向けて (答申)

- 1 母子生活支援施設への入所については、国の通知における「夫の暴力」の定義を定めて運用を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター等が支援の必要なDV被害者として認める者について、入所を認める方策を検討されたい。

相談事例から明らかになった問題点

母子生活支援施設の入所については、児童福祉法第23条において、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させることとされている。

また、同法第23条の運用については、国の通知「母子生活支援施設への入所について（昭和57年6月17日児発第514号厚生省児童家庭局長通知）」により、「これに準ずる事情のある女子」には、夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等が含まれるとされ、緊急に保護を要する母子家庭等について迅速に対応することが求められているところである。

しかし、「緊急に保護を要する母子家庭等」や「夫の暴力」についての定義、婚姻の実態が失われているかどうかの判断基準等が明確にされていないのが現状である。

必要とされる市の制度等の改善

緊急に保護を要する母子家庭等に対する入所の措置を速やかに実施するために、「夫の暴力」の定義及び「緊急に保護を要する母子家庭等」の判断基準を定めて運用を図るのが妥当であると考えられる。

「夫の暴力」については、DV防止法において、配偶者からの暴力とは身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動であると定義されており、「母子生活支援施設への入所について（昭和57年6月17日児発第514号厚生省児童家庭局長通知）」における「夫の暴力」の解釈についても、DV防止法上の定義が適用されるべきである。

「緊急に保護を要する母子家庭等」の要件については、「岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例施行規則」における認定機関を参考に、配偶者暴力相談支援センター等が支援の必要なDV被害者として認める者について、母子生活支援施設への入所を認める方策を検討されたい。

2 DV被害者の単身入居を可能とするなど、市営住宅への入居要件の弾力化を図られたい。

相談事例から明らかになった問題点

岡山市では、平成14年度から、運用上、DV防止法の保護命令の決定を受けているDV被害者の抽選倍率を優遇する優先入居（優先抽選）を行うこととしてきた。

また、平成16年3月、国土交通省から、DV被害者の公営住宅の目的外使用が可能であること及びその運用基準が示され、岡山市においても、市営住宅の目的外使用を実施する予定となっていることは高く評価できる。

しかし、優先入居についての抽選は年3回と限られており、優先抽選の対象者は市営住宅入居申込者全体の約半数を占めている。また、入居資格については、原則として同居親族があることが条件であり、50歳以上の者や身体障害者等、政令で定める者を除き単身での入居は認められていないのが現状である。

【参考】 岡山市における市営住宅の申込状況

	募集戸数(戸)	申込総数(人)	内 優遇対象	
			人数(人)	割合(%)
H14年度	152	2,084	999	47.9
H15年度	135	1,641	812	49.5
H16年度	159	1,817	893	49.1

必要とされる市の制度等の改善

平成17年9月26日に社会資本整備審議会から国土交通省に出された答申では、公営住宅への入居については、家族形態の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、単身での入居や親族以外の者との入居等のあり方について検討を行うべきであるとされ、特に、高齢者、障害者、一人親世帯などに加え、DV被害者、犯罪被害者など一時的かつ緊急に住宅を提供する必要がある者が増加している現状も踏まえ、これらの者に適時適切に住宅を供給していく仕組みを検討すべきであるとされている。

社会資本整備審議会からの答申を受け、公営住宅に知的・精神障害者やDV被害者らの単身入居を認めるため、公営住宅法施行令の一部改正が行われ、平成18年2月1日から施行されたところである。

政令の改正に伴い、岡山市においても、必要な規則等の改正を速やかに行い、DV被害者の単身入居を可能とするなど、市営住宅への入居要件の弾力化を図るとともに、目的外使用による入居と合わせてDV被害者に対する居住支援策を充実されたい。

3 軽費老人ホームへの入居の決定について、高齢のDV被害者が優先的に入居できるよう審査基準を定めて入居決定を行われたい。

併せて、他的高齢者関係施設への入所措置、市営住宅への目的外使用による入居や民間シェルターとの連携を図ることにより、支援の充実を図られたい。

相談事例から明らかになった問題点

高齢者虐待が社会問題化し、高齢のDV被害者についても増加の傾向にあるところであるが、老人福祉法第10条の4第1項の規定により、市町村は必要に応じて、老人短期入所施設に入所させる等、高齢者を一時的に保護することができることとされている。

また、同法第11条第1項においては、家族との同居の継続が老人の心身を著しく害する場合など、居宅において養護を受けることが困難な老人を養護老人ホームに入所の措置を採らなければならないとされている。

このように、虐待を受けた高齢者に対する保護の規定が定められているところである。

しかし、岡山市軽費老人ホーム条例では、入居者の資格を年齢60歳以上の単身者であることと規定しており、また、措置による入所も認められていないため、離婚の成立していない高齢のDV被害者の場合は、入居が認められないのが現状である。

必要とされる市の制度等の改善

軽費老人ホームへの入所資格については、老人福祉法においては単身者に限るという制限はなく、入居の決定については、「岡山市軽費老人ホーム入居審議会」において、条例に定める要件を満たしていれば申込順に決定がなされているところである。

折しも、国会では、高齢者虐待の防止に関する法律が成立し、さらなる高齢者虐待防止に向けての体制整備や保護支援策の充実が望まれているところである。

保護支援策の充実に向けて、養護老人ホームへの入所の措置等を取るだけでなく、軽費老人ホームへの入居については、高齢のDV被害者で事実上婚姻関係が破綻している場合には、優先的に入居できるよう審査基準を定めて入居決定を行われたい。

併せて、他的高齢者関係施設への入所措置、市営住宅への目的外使用による入居や民間シェルターとの連携を図ることにより、支援の充実を図られたい。

4 児童扶養手当の支給に係る「遺棄」の認定基準では、税法上扶養親族の取扱がされている場合は非該当となるが、事実に則して実際は扶養されていない場合について、他都市での状況を調査するとともに岡山市での対応を研究されたい。

相談事例から明らかになった問題点

児童扶養手当の支給については、児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令等に則って運用されており、父が引き続き一年以上遺棄している児童は、支給要件に該当する児童とされている。

さらに、遺棄の認定基準については、厚生省児童家庭局企画課長通知（昭和55年6月20日児企第25号）により、その判断基準が示され、遺棄の一般的なケースが図示（参考資料 参照）されている。

このケース図では、父が家出をし、かつ行先が判明している場合において、子どもを税法上扶養親族として取り扱っている場合は非該当となる。

相談事例においては、DV被害者の夫が家を出て、事実上扶養されていないにも関わらず、児童扶養手当が支給されないこととなり、DV被害者の家庭生活の安定が損なわれる結果となっている。

必要とされる市の制度等の改善

通知によると、「遺棄の認定ケースは種々のケースがあると考えられるので、この図を単に機械的に運用するのではなく、事実関係を総合的に勘案のうえ判断されたい。」となっている。

一方、児童扶養手当の支給については、その事務処理を地域的な格差なく処理する必要があり、客観的・中立的立場から判断するための明確な基準が必要なことも事実である。

したがって現状では、父の監護意思、監護の事実が客観的に認められるかどうかを持って判断せざるを得ないため、相談事例のような場合は、事実関係を総合的に勘案のうえ判断して手当を支給することは不可能である。

しかしながら、DV被害者は経済力を持たないか、仮に持っていて非常に脆弱であるケースが多く、家庭生活の安定のためには児童扶養手当は非常に効果的な支援策であると考えられる。

そこで、「遺棄」の認定基準（ケース図）では、税法上扶養親族の取扱がされている場合は非該当となるが、事実上則して実際は扶養されていない場合について、他都市での状況を調査し岡山市での対応を研究するとともに、附帯意見に対する取組を進められたい。

5 児童手当に関する申請から支給に至るまでの手続き等について、申請者に対して分かり易く解説するとともに、DV被害者からの受給申請については、マニュアルを作成されたい。

相談事例から明らかになった問題点

児童手当の支給については、児童手当事務取扱要領に定めるところにより、その運用が図られているところである。

その事務処理要領によると、住所変更や氏名変更等があった場合には、支払一時差止通知を送付し、受給事由が消滅している場合には、「受給事由消滅届」を提出してもらうこととなっている。

また、「受給事由消滅届」の提出がない場合でも、母親からの受給申請に基づき、職権で父親への支給を消滅させ、母親に支給する措置がとられているところである。

しかしながら、この度、本専門委員会に提出された個別具体的な相談事例の中には、職権による抹消の事務処理等に関して、必ずしも窓口等における説明並びに運用が徹底されていない事例が見受けられた。

必要とされる市の制度等の改善

児童手当は、受給資格者からの請求に基づいて給付される手当であるため、申請者に対して児童手当に関する各種届の適切な指示が行われることが必要である。

したがって、児童手当に関する申請から支給に至るまでの手続き等について、申請者に対して分かり易く解説するとともに、特に配偶者暴力相談支援センター等が認めるDV被害者からの受給申請については、職権でDV加害者への受給資格消滅の手続きをとることなどを明記したマニュアルを作成されたい。

附帯意見

この附帯意見は、問題解決の妨げになっている要因が法律にあるなど、市の制度やその運用の改善では解決が困難であるが、国や関係団体等への要望を行うなど問題解決へ向けた取組を求めるものとして、特に申し添えるものである。

児童扶養手当の支給に係る「遺棄」の認定について

「遺棄」の認定基準（ケース図）では、父が家出をし、かつ行先が判明している場合において、子どもを税法上扶養親族として取り扱っている場合は非該当となるが、事実上則して実際は扶養されていない場合は手当が支給されるよう基準が見直されるのが適当である。

参 考 資 料

諮問書（写）	P 17
岡山市における性別に起因する人権侵害に関する相談事例を 反映した市の制度・運用の改善についての論点整理	P 19
岡山市男女共同参画専門委員会での検討経過	P 23
（岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 「さんかくプラン」から） 苦情や相談を通じて市政を見直す	P 24

(写)

諮 問 書

岡男女第137号
平成17年6月1日

岡山市男女共同参画専門委員会
委員長 正保正恵様

岡山市長 萩原誠司

個別の相談事例の中に潜在している行政に対する
市民ニーズについて（諮問）

個別の相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズについて、貴会のご意見を伺います。

岡山市における性別に起因する人権侵害に関する相談事例を反映した市の制度・運用の改善についての論点整理

参考資料

(平成17年度第5回男女共同参画専門委員会資料)

相談事例		相談解決の妨げとなっている要因等			市の制度・運用の改善についての委員の意見 = 主な意見 = その他の意見 = 参考意見		
分野1	分野2	相談内容	事例記号	法令に起因するもの		条例に起因するもの	その他に起因するもの
	母子生活支援施設	身体的暴力を受けていない場合は母子生活支援施設に入所できない。また、夫の離婚の意思確認が必要である。	A	<p>〔児童福祉法(抜粋)〕 第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の適用等適切な保護を加えなければならない。 第35条 3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。 第38条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設とする。</p> <p>(参考1) 〔母子生活支援施設への入所について(昭和57年6月17日児発514号厚生省児童家庭局長通知)改正平成12児発966(抜粋)〕 母子寮への入所の措置については、かねてから適切な運用方を願っているところであるが、...(中略)...児童福祉法第23条(母子寮への入所の措置)の規定の具体的な運用について、左記により行われるよう念のため通達する。また、緊急に保護を要する母子家庭等について迅速な対応を講ずることにより、児童の福祉と母子家庭の福祉の一層の向上に努められるようお願いする。 記 母子生活支援施設への入所は、児童の福祉を図ることを第一義的な目的としている措置であることから、児童の福祉を図るために、母と子を共に入所させ、適切な配慮を加えるためのものである。したがって、法第23条の具体的な運用に当たっては、まずこの点に十分留意するとともに、同条の「これに準ずる事情のある女子」には、夫の暴力により母と子で家を出している事例などで婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等が含まれるものであることに留意されたい。(以下、省略)</p>	<p>〔岡山市立母子生活支援施設条例(抜粋)〕 第1条(設置) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともにその生活を支援し、もつてこれらの者の自立を促進するため、本市に母子生活支援施設(以下「施設」という。)を設置する。 第3条(入所者) 入所者は、法第23条第1項に規定された保護者及びその者の監護すべき児童であつて、施設における母子保護の実施の承諾を受けたものとする。 2 市長は、特に必要があると認める場合は、施設の運営に支障のない範囲内で、前項の母子以外の者を入所者に加えることができる。 3 市長は、施設の管理上必要な入所の条件を付することができる。</p>	<p>〔母子生活支援施設条例施行規則(抜粋)〕 第3条(対象者) 法第23条による母子保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)の対象者は、本市に住所を有する者とする。 第4条(入所の申込) 母子保護の実施を受けようとする者は、母子生活支援施設への入所に市長に母子生活支援施設入所申込書(様式第1号)に課税証明書及びその他市長が指示する書類等を添付して提出し、承諾を受けなければならない。 2 法第23条第2項の規定により母子生活支援施設入所申込書の提出の代行に関わる者は、そのことにより知り得た児童の家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。 第5条(入所の承諾) 市長は、母子保護の実施の申込みがあつたときは、その要否について審査し、母子保護の実施を承諾した場合は、母子生活支援施設入所承諾書(様式第2号)を児童の保護者及び母子生活支援施設の長に交付するものとする。 2 市長は、母子保護を承諾しない場合は、母子生活支援施設入所承諾通知書(様式第3号)を児童の保護者に交付するものとする。</p>	<p>母子生活支援施設への入所要件について、身体的DV被害者だけに限定するべきでない。 「夫の暴力」の解釈については、精神的暴力を含むと解すべきである。 精神的DV被害者であると認定する仕組みが必要である。</p>
	市営住宅	市営住宅への入居は募集時期が決まっており、時期を待たないと入居できない。	A	<p>〔公営住宅法(抜粋)〕 第22条(入居者の募集方法) 事業主体は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を公営住宅に入居させる場合を除くほか、公営住宅の入居者を公募しなければならない。</p> <p>(参考2) 〔新たな住宅政策に対応した制度的枠組みのあり方に関する中間とりまとめ(抜粋)〕社会資本整備審議会住宅地分科会(平成16年12月6日) 1~3(省略) 4住宅セーフティネットの機能向上に向けた取組の方向性 (1)地域全体における住宅セーフティネット機能の充実に向けた既存ストックの有効活用 ~(省略) (2)福祉との連携 ~(省略) 多様化する社会的弱者の入居支援 近年における社会経済情勢の大きな変化の中で、DV被害者、犯罪被害者、ホームレスなど、従来とは比べものにならないスピードで社会的弱者が多様化しているところである。これらの者については、自立までのステップとして、福祉施策等と連携しつつ、従来認められていなかった公営住宅への単身入居を認めるなど、必要な入居支援を進めていく必要がある。 (以下省略)</p> <p>(参考3) 〔住宅政策改革要綱~住宅政策の集中改革の筋道~(抜粋)〕国土交通省住宅局(平成16年12月6日) (2)公的賃貸住宅の有効活用による住宅セーフティネットの機能向上(公営住宅改革) 今後の対応 多様化・増加する住宅困窮者への対応 DV被害者などの社会的弱者について、公営住宅への入居要件の弾力化を平成17年度中に措置</p>	<p>〔岡山市市営住宅条例(抜粋)〕 第3条(入所者の公募) 市長は、市営住宅の入居者を公募するものとする。 2 前項の規定による公募は、市の広報紙への掲載及び市の掲示板への掲示により行うものとする。 第4条(公募の例外) 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。 (1) 災害による住宅の滅失 (2) 不良住宅の撤去 (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了 (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却 (5) 都市計画法第59条の規定による都市計画事業...(中略)...の施行に伴う住宅の除却 (6) 土地収用法第20条の規定による事業の認定を受けている事業...(中略)...の執行に伴う住宅の除却 (7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数が増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体機能上の制限を受ける者となつたことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。 (8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。 第8条(入居者の選考) 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。 (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者 (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者 (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者 (4) 正当な事由により立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。) (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者 (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかなる者 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合は、公開抽選によって、市営住宅入居予定者を決定する。 3 市長は、前項の規定によって決定した入居予定者について、入居資格を調査して入居者を決定する。 4 市長は、第1項に規定する者のうち、第4条に規定する事由がある者、身体障害者、老人又は20歳未満の子を扶養している寡婦で市長が定める要件を備えている者その他市長が速やかに市営住宅に入居させる必要があると認める者については、前2項の規定にかかわらず、優先的に選考して入居させることができる。</p>	<p>〔岡山市市営住宅条例施行規則(抜粋)〕 第5条(優先入居の申込み等) 市長は、条例第8条第4項の規定に基づき、次の各号に定める要件をみたす申込者については、その選考に当たり当選率について優遇する。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める方法によることができる。 (1) 老人世帯 申込者が60歳以上であり、同居の親族が次のいずれかに該当する者のみからなる世帯であること。 ア 配偶者 イ 60歳以上の者 ウ 18歳未満の児童 エ 精神又は身体に中度及び重度の障害がある者 (2) 心身障害者世帯 申込者又は同居の親族が、次のいずれかに該当すること。 ア 恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の3第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者 イ 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者 ウ 知的障害の程度が児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長、精神保健センターの長若しくは精神科の診療の経験を有する医師により重度若しくは中度の知的障害と判定された者又は知的障害者以外の者で重度若しくは中度の知的障害と同程度の精神的障害を有していると判定された者 (3) 母子世帯 配偶者のない女子と、現にその扶養を受けている20歳未満の児童で構成されている世帯</p>	<p>市営住宅の入居要件の緩和が必要である。 特別の事情がある場合には、募集・選考という手順を経ずに入居できる仕組みが必要ではないか。 民間アパートへの入居支援について、県女性相談所において、保証協会を利用して入居した事例がある。 DV被害者の市営住宅への優先入居の法的根拠を早急に整備するとともに、目的外使用についても、抽選倍率の低い住宅からその導入を検討されたい。(平成17年3月男女共同参画専門委員会答申)</p>

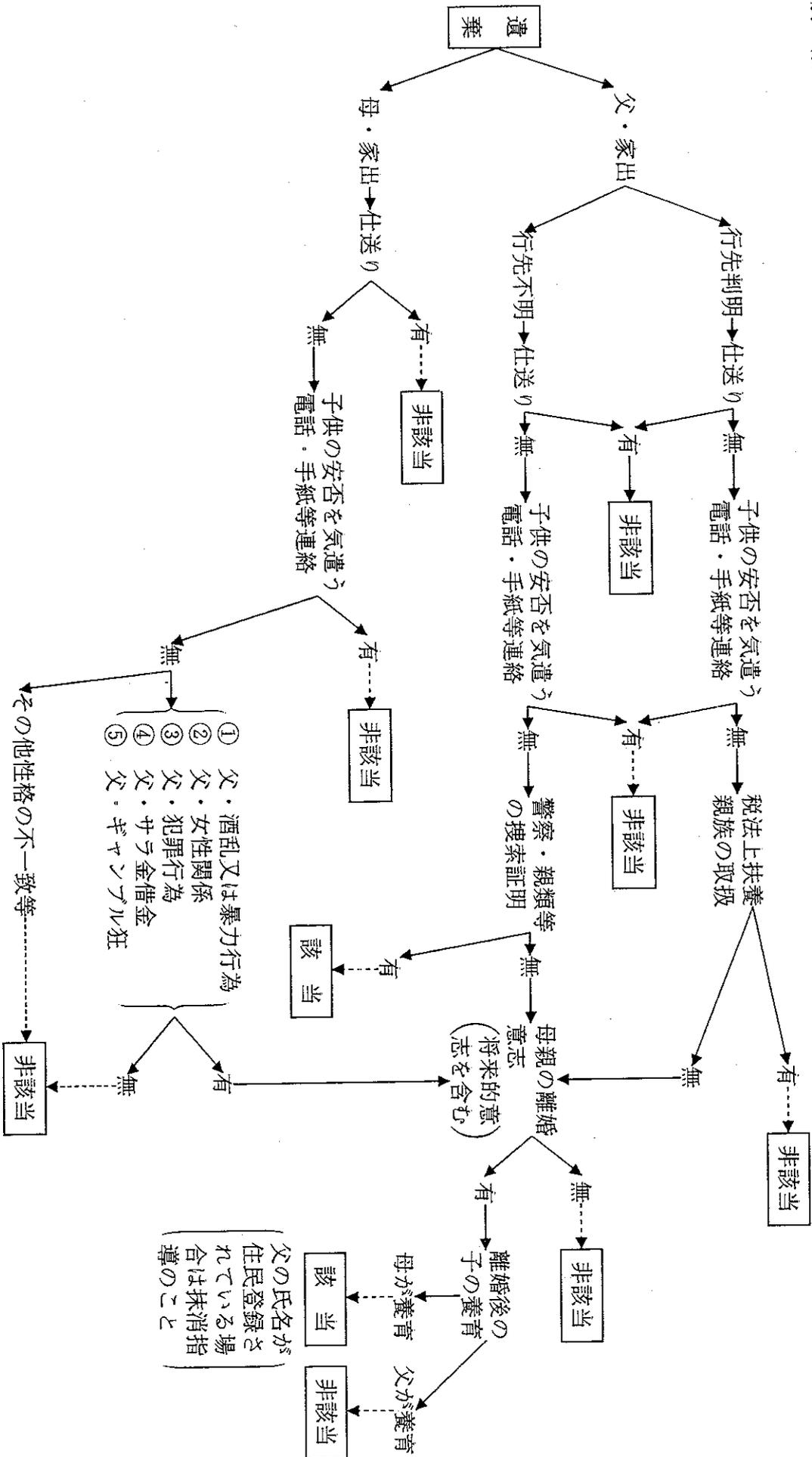
岡山市における性別に起因する人権侵害に関する相談事例を反映した市の制度・運用の改善についての論点整理

参考資料

(平成17年度第5回男女共同参画専門委員会資料)

相談事例		相談解決の妨げとなっている要因等			市の制度・運用の改善についての委員の意見 = 主な意見 = その他の意見 = 参考意見		
分野1	分野2	相談内容	事例記号	法令に起因するもの		条例に起因するもの	その他に起因するもの
	軽費老人ホーム	単身者でないと軽費老人ホームに入居できない。	D	<p>〔老人福祉法(抜粋)〕 第15条(施設の設置) 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。 5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。</p>	<p>〔岡山市軽費老人ホーム条例(抜粋)〕 第1条(目的及び設置) 市内に居住する老人に低額な料金で居室を提供し、健全で心豊かな生活を送ることができるよう、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第1項の規定に基づき、岡山市軽費老人ホーム(以下「ホーム」という。)を設置する。 第2条(名称及び位置) ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 位置 平井サンホーム 岡山市平井1094番地の4 第3条(入居者の資格) ホームに入居することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、第5号に規定する要件について、市長が特別の事由があると認める者は、この限りでない。 (1) 本市に1年以上居住している年齢60歳以上の単身者であること。 (2) 住宅に困窮していること。 (3) 独立して日常生活を営み、自炊ができること。 (4) 利用料が負担可能であること。 (5) 確実な保証能力を有する保証人を2人立てられること。</p>	<p>〔岡山市軽費老人ホーム条例施行規則(抜粋)〕 第1条(趣旨) この規則は、岡山市軽費老人ホーム条例(昭和54年市条例第33号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。 第2条(定員) 岡山市軽費老人ホーム(以下「ホーム」という。)の収容定員は、50人とする。 第6条(入居の決定等) ホームへの入居等に関して調査審議するため、岡山市総合政策審議会条例(平成12年市条例第5号)第5条第2項の規定により、軽費老人ホーム入居審議会を設置する。 2 市長は、前条の規定による軽費老人ホーム入居申込書等を受け付けたときは、軽費老人ホーム入居審議会に諮って入居者を決定する。 3 市長は、前項の規定により入居者を決定するに当たつて入居者のほかに補欠として必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。この場合において、入居補欠者としての有効期間は、当該入居補欠者としての決定後1年間とする。 4(省略)</p>	<p>経費老人ホームへの入居要件を緩和するべきではないか。</p> <p>婚姻の状態を判断材料とするべきではない。</p> <p>高齢者関係施設に限定して考えるのではなく、市営住宅等も含めて入居支援を検討する必要がある。</p> <p>高齢者虐待についての調査が必要ではないか。</p>
	児童扶養手当	夫が家を出てから1年後に、児童扶養手当の申請をしようとしたが、夫の社会保険の扶養に入っている場合、税法上の扶養が継続している場合は、児童扶養手当の申請ができない。	B	<p>〔児童扶養手当法(抜粋)〕 第4条(支給要件) 都道府県知事、市長…(中略)…は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。 一 父母が婚姻を解消した児童 二 父が死亡した児童 三 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 四 父の生死が明らかでない児童 五 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>〔児童扶養手当法施行令(抜粋)〕 第1条の2〔法第4条第1項第五号の政令で定める児童〕 法第4条第1項第五号に規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 一 父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下次号において同じ。)が引き続き一年以上遺棄している児童 二 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童 三 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)によらないで懐胎した児童 四 前号に該当するかどうか明らかでない児童</p>	<p>〔厚生省児童家庭局企画課長通知(昭和55年6月20日 児企第25号)〕 「遺棄」の認定基準について 第一 基準 父が児童を遺棄している場合とは、父が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいうものである。 第二 解説 1～4 (省略) 5 遺棄の一般的なケースを図示すると別添1のとおりとなるので、遺棄の認定に当たって参考とされたい。ただし、遺棄のケースはこれにとどまらず種々のケースがあると考えられるので、この図を単に機械的に運用するのではなく事実関係を総合的に勘案のうえ判断されたい。 第三 事務処理 (省略)</p>	<p>「遺棄」の認定については、事実関係を総合的に勘案して判断するべきである。</p> <p>総合的に勘案する場合の判断基準が必要である。</p> <p>「遺棄」に認定基準(ケース図)では、税法上扶養親族の取扱がされている場合は非該当となるが、事実上は扶養されていない場合は、手当が支給されるよう基準の変更、職権で扶養から外す手順等が必要ではないか。</p>	
	自立資金等	世帯分離をしたため児童手当の支給が停止したが、妻に受給してもらうためには、夫が「受給事由消滅届」を提出する必要がある。	C	<p>〔児童手当法(抜粋)〕 第4条(支給要件) 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。 一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 イ 三歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。) ロ 三歳に満たない児童を含む二人以上の児童 二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者 三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。 2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 〔児童手当法附則(抜粋)〕 第7条(三歳以上小学校第三学年終了前の児童に係る特例給付) 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。 一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「小学校第三学年終了前特例給付支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 イ 三歳以上の児童であつて九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(以下「三歳以上小学校第三学年終了前の児童」という。) ロ 三歳以上小学校第三学年終了前の児童を含む二人以上の児童(以下、省略)</p>	<p>(参考4) 〔平成12年6月20日付け児発第607号 厚生省児童家庭局長通知〕 児童手当市町村事務処理ガイドライン(抜粋) 第17条(受給事由消滅届の処理) 規則第七条の届書(以下「受給事由消滅届」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 一 受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、その台帳を除いて別に保管すること。 二 様式第七号による通知書を作成し、受給者に送付すること。 三 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること。 第18条(職権に基づく支給事由消滅の処理) 受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由が全て消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。</p>	<p>「受給事由消滅届」の提出がない場合でも、状況を勘案して職権による処理が可能ではないか。</p> <p>国民健康保険組合の被保険者資格を喪失させる手続きが厚生労働省から示されているが、このスキームを参考にして、事実確認をするための手順書やチェックリストを作るなど、制度化を図ることはできないか。</p>	

別添 1



児童扶養手当 児童扶養手当遺棄の認定基準について (通知)

岡山市男女共同参画専門委員会での検討経過

開催日	会議の内容等	
平成17年 6月 1日	H17年度 第2回	個別の相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズについて * 諮問
8月 3日	H17年度 第3回	個別の相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズについて * 論点整理 * 参考人からの意見聴取
10月 3日	H17年度 第4回	個別の相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズについて * 論点整理 * 答申書骨子(案)
11月28日	H17年度 第5回	個別の相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズについて * 答申案に関する協議
平成18年 2月 3日	H17年度 第6回	個別の相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズについて * 答申内容の決定 ----- 岡山市長へ答申書を提出

参考資料

(岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画「さんかくプラン」から)

苦情や相談を通じて市政を見直す

1 「さんかく条例」に基づく苦情処理

市民及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関して苦情があるときは、「さんかく条例」の規定に基づき、一定の手続により、その苦情を市へ申し出ることができます。

この苦情の申出があった場合は、民意を反映した的確かつ効果的な苦情の解決に向け、男女共同参画専門委員会からの答申を踏まえて、市の制度や運営の改善を図ります。(図 -1を参照)

2 個別の相談も市政の改善につなげます

(1) 男女共同参画相談支援センター

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど、性別による人権侵害に関する相談に応じ、情報その他の支援を行うため、平成14年4月に、男女共同参画相談支援センターを「さんかく岡山」内に開設します。

この相談支援センターは、市の福祉事務所等の女性相談員と密接に連携して、単にその場限りの相談で終わったり、相談窓口によって対応が異なったりすることのないよう、総合的な相談・支援体制をつくります。

(2) 個別の相談の中に潜む市民ニーズ

男女共同参画相談支援センターや女性相談員は、個別・具体的な相談に対し、現状の制度の中で最善の解決を図りますが、その根本的な解決のためには、相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズの掘り起こしが必要です。

そこで、個別・具体的な相談事例の中からの的確に市民ニーズを把握するため、苦情の処理と同様に、男女共同参画専門委員会への諮問・答申を経て、市の制度や運営の改善に反映させるしくみをつくります。(図 -2を参照)

図 -1 「さんかく条例」に基づく
苦情処理のプロセス

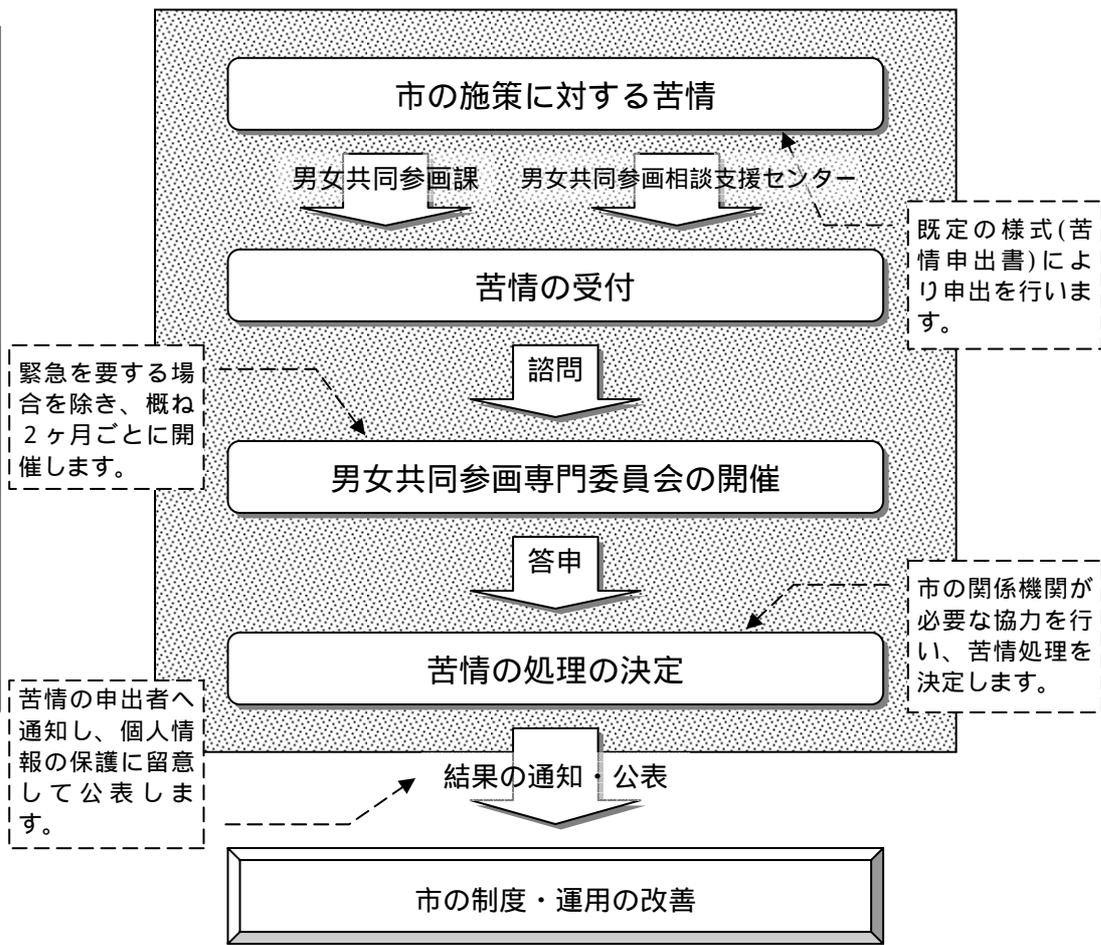


図 -2 個別の相談を市政につなげるプロセス

